

改正

昭和47年12月25日条例第36号
昭和49年10月19日条例第40号
昭和53年4月10日条例第30号
昭和55年10月1日条例第29号
昭和61年6月25日条例第23号
平成6年3月29日条例第1号
平成6年3月29日条例第8号
平成10年7月3日条例第30号
平成14年3月22日条例第1号
平成23年3月28日条例第4号
平成27年3月19日条例第1号

市川市環境審議会条例

(設置)

第1条 本市に環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市川市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

全部改正〔平成6年条例1号〕

(任務)

第2条 審議会は、本市の区域における環境の保全及び創造に関する基本的事項等について、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、その実施について建議することができる。

全部改正〔平成6年条例1号〕、一部改正〔平成10年条例30号〕

(組織)

第3条 審議会は、非常勤の委員17名で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 議会の推せんした議員 6名
- (2) 市内の事業場の代表者 2名
- (3) 学識経験者 5名
- (4) 農業及び漁業代表者 2名
- (5) 市民の代表者 2名

2 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。委員の欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置き、審議会の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(専門委員)

第7条 審議会に専門の事項を調査させるため必要がある場合は、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該事項の調査を終了したときは解任されるものとする。
(幹事)

第8条 審議会に幹事若干名を置き、職員の中から市長が命ずる。

- 2 幹事は、審議会に出席し、意見を述べるができる。
(審議会の事務)

第9条 審議会の事務は、環境部において処理する。

一部改正〔昭和47年条例36号・49年40号・53年30号・61年23号・平成6年1号・14年1号・27年1号〕

(報酬及び費用弁償)

第10条 市は、委員及び専門委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔昭和49年条例40号・平成23年4号〕

(審議会の運営その他必要な事項)

第11条 前各条に定めるものを除くほか、審議会の運営その他に関して必要な事項は、会長が市長の同意を得て別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(市川市公害防止対策委員会条例の廃止)
- 2 市川市公害防止対策委員会条例(昭和37年条例第16号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

附 則(昭和47年12月25日条例第36号)

この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則(昭和49年10月19日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年4月10日条例第30号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年10月1日条例第29号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年11月1日から施行する。

附 則(昭和61年6月25日条例第23号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則（平成6年3月29日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月29日条例第8号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の市川市公害対策審議会条例の規定により委員又は専門委員に任命されている者は、この条例による改正後の市川市環境審議会条例の規定により委員又は専門委員に任命された者とみなす。

附 則（平成10年7月3日条例第30号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月22日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。